

企画競争実施の公示

令和7年9月10日

国土交通省北海道運輸局自動車交通部長 相田 悟

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 概要

- (1) 業 務 名 鉄道モーダルシフト促進実証事業
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 履行期限 令和8年3月26日（木）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7, 8, 9年度の国土交通省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、地方自治体を除く。）
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (7) 本業務の実施に当たり、当局との連絡調整・打合せ等に適切に対処できること。

3. 手続等

- (1) 担当部署
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課 担当：中野・榎本
TEL：011-290-2743
- (2) 説明書及び仕様書の交付期間並びに場所
令和7年9月10日から令和7年10月1日まで、(1)に同じ。
説明書及び仕様書の交付を希望する方は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和7年10月2日17時00分まで、(1)に同じ。
持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は以下電子メールアドレスへ送信すること。
また、持参又は郵送での応募の場合、企画提案書は6部提出すること。
E-mail：nakano-y52tn@mlit.go.jp / enomoto-t52kb@mlit.go.jp
※電子メールでの提出の場合は、20MB以内の容量。
- (4) 説明会の有無、日時及び場所
当該企画提案募集に当たっては、説明会は実施しない。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
当該企画提案募集に当たっては、ヒアリングは実施しない。
- (6) 企画提案書の特定 令和7月10月10日（予定）

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

- (4) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には契約を解除することがある。
- (5) その他の詳細は説明書による。

鉄道モーダルシフト促進実証事業説明書

1 業務概要

- (1) 業務内容 別紙仕様書による
- (2) 履行期限 令和8年3月26日(木)

2 企画提案書作成

- (1) 提出書面：日本産業規格A4縦版、横書き及び左綴じを基本とする。
- (2) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
- (3) 提出期限までに担当部署に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書は、具体的かつ簡素に示し、「5(1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 調査の基本的考え方や狙い
 - ② 調査項目ごとの調査手法、アウトプットイメージ
 - ③ 概算見積内訳(各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること)
 - ③ 企業概要書(直近の事業報告書及び定款を添付。ただし、それぞれ1部で可。)
 - ④ 令和10年3月31日まで有効の国土交通省資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
 - ⑤ その他参考資料

3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」もしくは別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合確認表(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)」を記載のうえ提出すること。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和7年10月2日17時00分必着
- (2) 提出場所
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課 担当:中野、榎本
TEL: 011-290-2743
- (3) 提出方法
(2)への持参、郵送(書留郵便に限る。)又は以下電子メールアドレスへの送信
電子メールの場合: 国土交通省北海道運輸局へ1通(20MB以内の容量)
持参及び郵送の場合: 国土交通省北海道運輸局へ6部
E-mail: nakano-y52tn@mlit.go.jp / enomoto-t52kb@mlit.go.jp

5 企画提案書の審査

- (1) 審査項目と審査基準

- ① 業務内容の理解度：調査目的及び業務内容について十分に理解していること。
- ② 調査実施体制：本事業を円滑に実施するための実施体制（人員、経験等明記）がとられていること。
- ③ 実施手順（調査スケジュール）：調査方法及び実施スケジュールが現実的なものであること。
- ④ 提案内容の的確性：

テーマⅠ 鉄道モーダルシフトの導入促進に向けての手法

- i 調査手法の優位性：本事業の成果を高めるため、調査手法に効果的な工夫がなされていること。
- ii 具体性・実効性：提案内容に具体性、妥当性及び説得力が伴っていること。

テーマⅡ 事業内容の検討及び実施並びに効果及び課題検証に関する手法

- i 調査手法の優位性：本事業の成果を高めるため、調査手法に効果的な工夫がなされていること。
- ii 具体性・実効性：提案内容に具体性、妥当性及び説得力が伴っていること。

- ⑤ 費用コスト：9（2）の範囲内で費用が適正に積算されていること。

- ⑥ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人含む）であるか。

- i 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定
- ii 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定
- iii 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- iv 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定
- v 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- vi 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

（2）審査方法

- ① 北海道運輸局内に設置する企画競争委員会の審査委員が企画提案書ごとに各審査項目について以下配点の範囲の点数を記入することにより、評価を行う。
- ② 審査項目のうち、（1）①については、本調査の遂行及び目的から特に重要な要素と考えられることから、各審査委員による採点を1点から20点の範囲で記入する。
- ③ 審査項目のうち、（1）②及び③については本調査の遂行及び目的から、各審査委員による採点を1点から10点の範囲で記入する。
- ④ 審査項目のうち、（1）④各テーマのi及びiiについては、本調査の遂行及び目的から重要な要素と考えられることから、各審査委員による採点を1点から15点の範囲で記入する。
- ⑤ 審査項目のうち、（1）⑤については、配点しない。（超過している場合は、審査対象としない）
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、別表「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する配点表」による加点を行う。
- ⑦ 各審査委員による採点の総合計点が最も高い企画提案書を提出した者を契約の相手方として最適な者と特定する。ただし、総合計点から評価を行った審査委員の人数で除した点数（平均点）が60点に満たない場合は採用しない。
- ⑧ 総合計点が最も高い企画提案書を提出した者が複数ある場合には、委員長が決するところによる。
なお、企画提案書審査の結果、第2位の企画提案書の総合計が、第1位の企画提案者の総合計点の95%以内の数値（小数点第2位を四捨五入）を超える場合は、上位2者による決定のための採点を行うことができる。

6 企画提案書に係る質問

(1) 受付窓口

4 (2) に同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和7年9月10日から令和7年10月1日までの平日、9時00分から17時00分まで書面持参又は上記メールアドレスへ電子メール(20MB以内容量)すること。

(3) 回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する。

(4) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書の提出状況に関すること。
- ② 費用積算に関すること。

7 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

8 契約書の作成

要

9 支払条件及び概算予算額

(1) 支払条件

本業務完了後、北海道運輸局担当職員(検査職員)が業務完了検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

(2) 概算予算額

6,800千円(消費税込み)

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約を承諾の上、提出すること。

(3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(4) 特定しなかった企画提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合には、その旨を企画提案書に記載すること。

(5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 企画提案書を提出した者のうち、企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。

(9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。

(10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」について、認定の

取り消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

鉄道モーダルシフト促進実証事業業務仕様書

1 業務件名

鉄道モーダルシフト促進実証事業業務

2 業務目的

北海道内の物流は、広域分散型の物流網・長距離輸送・季節変動といった特性があり、加えて、ドライバー不足や拘束時間・時間外労働の上限規制などにより、持続的な輸送体制の確保が課題となっている。

この課題への対応としてモーダルシフトは、トラック輸送の負荷軽減・労働環境の改善・環境負荷の低減といった面で有効であるが、導入が進んでいないのが現状である。

本業務では、鉄道モーダルシフトに着目し、導入に向けて、導入時の留意事項や利用拡大に向けた課題を整理するとともに、物流事業者に対して導入効果や活用方法を理解しやすい形で発信するための広報資料を作成し、理解促進と活用可能性の拡大を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 既存事例等からの導入時の課題・留意事項の整理

鉄道モーダルシフトの導入に際し、物流事業者が直面する実務上の課題や留意点等について、ヒアリングや既存事例等を通じて整理する。

(2) 実証事業計画の検討

物流事業者に対して広くモーダルシフトの導入を促すための実証事業計画を検討すること。なお、物流事業者への負担軽減のため、利用車両はバン型や平ボディ、ウィング車を想定する。

(3) 関係者との意見交換・内容検証

対象輸送品目における道内の発・着荷主、トラック運送事業者、J R 貨物、行政関係者から構成されるワーキンググループを設置し、(2)で検討した実証事業について意見交換等を実施する。

(4) 実証実験の実施およびデモンストレーション動画の作成

(3)において合意を得た内容について、物流事業者が鉄道モーダルシフトの導入効果や導入時の留意点を理解できるよう、視覚的に訴求力のある情報発信素材を作成する。

(5) 報告会の開催

本実証事業の成果を広く周知するための報告会の開催を支援する。

(6) 業務の打合せ

業務の打合せは、適宜開催とする。

4 履行期限

契約締結日から令和8年3月26日（木）までとする。

5 業務の進め方

本調査を円滑かつ効率的に進めるために、監督職員と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものものとする。

なお、調査の内容について疑義が生じた時は、その都度監督職員と十分協議したうえ、その指示に従うとともに、監督職員は調査期間中、適宜、調査実施状況の報告を求めることができる。

6 成果品等

(1) 成果品

- ・デモンストレーション動画（1式、mp4等の一般的な動画形式・DVD-R等）
- ・報告書（A4版縦 カラー 1部 平綴じ等により製本されたもの）
- ・データファイル（デモンストレーション動画、報告書、DVD-R等 PDFファイル不可）

なお、報告書に使用する用紙等はグリーン購入法に適合したものとする。

(2) 提出先

北海道運輸局 自動車交通部 貨物課

7 監督職員

北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 課長補佐 榎本 平

8 特記事項

- (1) 本調査を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩しないこと。
- (2) 本調査により作成された成果物等の著作権は国土交通省に帰属するものとする。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

※下記の１～３項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定３段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定２段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定１段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称（法人番号）

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」
第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表

評価項目	認定等の区分 ※1		配点 (単位：%)	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5% ※1	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2
		行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※4、※12		1
	若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）			

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号

及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認知

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

令和7年9月

各 位

北海道運輸局自動車交通部貨物課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

この度、国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとしますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（受注者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。（以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。